

福山市立城南中学校PTA規約

第1章 総則

第1条 本会は福山市立城南中学校PTAと称する。

第2条 本会は事務所を福山市立城南中学校におく。

第2章 組織

第3条 本会は福山市立城南中学校生徒の保護者・顧問（第7条参照）と教職員をもって組織する。

第3章 目的

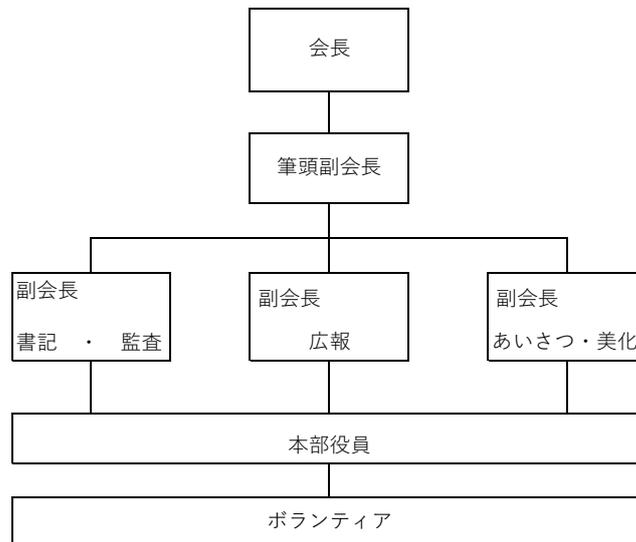
第4条 本会は会員の協力のもとに生徒の幸福を増進し、城南中学校教育の全面的促進を図ることを目的とする。

第4章 事業

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 生徒のよりよき教育的環境の充実に関すること。
2. 教育講演会・懇談会・研究会を中心とした研修に関すること。
3. 会員・生徒の研究を助成し、また弔慰等に関すること。
4. 教育に関する諸行事協力に関すること。
5. その他本会の目的を達成するために必要なこと。

第6条 本会事業執行のために、次の組織を構成する。



第5章 役員

第7条 本会に次の役員をおく。

会長	1名	副会長	4名	書記	若干名	監査	若干名
本部役員		幹事（校長・教頭）		顧問	若干名（本校卒業生の保護者で、会長・副会長を経験した者）		

第8条 本会の役員の仕事は次の通りとする。

- 1、会長は本会を代表し会務を統轄する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 3、副会長は部会の部長として部会を運営する。
- 4、書記は会議の記録を行なう。
- 5、監査は会計の監査を行なう。
- 6、本部役員はあいさつ・美化、広報の実務を行う。
- 7、幹事は庶務、会務会計等の執行にあたる
- 8、顧問は会長の相談に応じ、重要な会議に参画する。

第9条 役員は次により選出し任期は1カ年以上とする。ただし重任はさまたげない。

- 1、会長、副会長、本部役員は本部会において会員中より選出し、総会において承認する。
- 2、専門部長は、副会長をもってこれに充てる。
- 3、幹事は校長・教頭をもってこれに充てる。

第6章 会議

第10条 会議は総会及び本部役員会とする。

会議の議決は出席者の過半数による。

第11条 総会は年1回開催する。ただし会長が必要と認めた時臨時総会を開くことができる。

総会に付議する事項並びに承認を求める事項は次の通りである。

- 1、規約の変更の承認
- 2、役員承認
- 3、予算・決算承認
- 4、役員会で必要と認めた事項

第12条 本部役員会は会長・副会長・幹事・本部役員（書記・監査を含む）をもって構成し本会の運営にあたる。

- 1、規約の変更に関する事。
- 2、予算・決算に関する事。
- 3、組織に関する事。
- 4、事業計画に関する事。
- 5、その他会長が必要と認めた事。

第7章 会計

第13条 本会に要する費用は会員の負担する会費とその他の利益をもってあてる。

第14条 本会の会費は月額500円とする。

第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第8章 付則

第16条 本規約の変更は本部役員会において出席者の3分の2以上の同意を要する。

第17条 本会の規約を施行するために必要な細則は本部役員会に付して定める。

第18条 本規約は、1998年5月16日より改正施行される。本規約は、1999年5月15日より改正施行される。本規約は、2000年5月24日より改正施行される。本規約は、2003年2月7日より改正施行される。本規約は、2006年5月17日より改正施行される。本規約は、2007年5月16日より改正施行される。本規約は、2008年5月16日より改正施行される。本規約は、2021年5月8日より改正施行される。